

ポイント

- ①連結直前事業年度における子法人所有資産の時価評価益課税
- ②親法人が大法人の場合には、子法人が利用している中小法人の優遇措置が縮小します。
(税率、交際費、留保金課税等)

A7

時価評価が必要な子法人が含み益のある資産を保有している場合、連結納税開始直前事業年度において、その評価益に課税関係が生じることになります。もし、その法人に含み益を相殺するくらいの「繰越欠損金」や、「事業上での欠損」が生じているのであれば、時価評価益課税によるデメリットはなくなりますが、そうでない場合には、この時価評価益課税により、納税が発生する場合や、その欠損金を切り捨てる必要があります。よって以後の連結納税による税効果と比較したうえで、「連結納税の適用時期」を検討しなければ、デメリットになる可能性があります。

さらに、個別項目(税率、留保金課税、交際費等)においても以下のようなことからデメリットになる可能性があります。

① 税率

連結所得に対する税率は、親法人の資本金の金額によって適用される税率が決まります。したがって、親法人の資本金が1億円超の場合、連結所得に対する税率は25.5%になりますので、その連結グループに資本金1億円以下の子法人が存在する場合でも、連結所得(連結グループ内のすべての法人の所得)に対して25.5%の税率で税額計算されることになり、軽減税率(800万円以下の所得に対して15%)の適用がなくなることとなります。このことは、地方税の課税標準にも影響することにもなってきます。

尚、平成27年度より、法人税の税率は徐々に引下げられることとなっております。

② 留保金課税

連結納税における留保金課税については、親法人が同族会社に該当する場合に適用されることになり、連結グループ全体で計算することになります。したがって、グループ全体で留保控除額が計算されるため、子法人の同族会社の数だけ定額基準額が減少するケースや、課税留保金額が増加することにより高い税率で課税されることによるデメリットが生じる可能性があります。

③ 交際費

連結納税制度における交際費の損金不算入額の計算は、親法人の資本金額により判定し、連結グループ全体で計算することになります。したがって、連結グループ内に資本金額1億円以下の中小法人があったとしても、親法人が資本金額1億円超の大法人であるならば、接待飲食費の50%相当額のみが損金算入額となります。

また、親法人が中小法人であったとしても、損金算入限度額は連結グループ全体で800万円か、接待飲食費の50%相当額の損金算入のどちらか有利なものを選択することになり、中小法人の数だけ損金算入限度額が減少する可能性があります。

なお、平成22年度税制改正により資本金額5億円以上の大法人の100%子法人については、上記の中小特例の適用ができなくなりましたので、親法人がもともと資本金5億円以上の大法人であれば、デメリットではなくなりました。